

被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定について

1 被災建築物の応急危険度判定

被災建築物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。なお、り災証明のための被害調査とは異なる。

判定を行うのは、都道府県知事の認定を受けた被災建築物応急危険度判定士である。

被災自治体が判定を実施することが基本であるが、大規模災害等の場合には、要請に基づき、全国被災建築物応急危険度判定協議会のネットワークを通じて、広域支援が行われる。

(1) 判定士の認定及び登録要件

建築士若しくは同等の知識、能力を有する者として知事が認めた者で、講習を修了した者。

判定結果は、3種類の判定ステッカーで、見やすい位置に表示する

(2) 県内判定士数（平25年3月1日現在）

957名

(3) 県内判定士等による判定実績

平成7年 兵庫県南部地震（神戸市等）※制度制定前

平成12年 鳥取県西部地震（旧新見市及び旧大佐町）



2 被災宅地の危険度判定

被災宅地の危険度判定は、大地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的としている。

判定を行うのは、都道府県知事の認定を受けた被災宅地危険度判定士である。

被災自治体が判定を実施することが基本であるが、大規模災害等の場合には、要請に基づき、全国的に支援が行われる。

(1) 判定士の認定及び登録要件

国又は地方公共団体の職員で、土木、建築または宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有し、講習を修了した者。

判定結果は、3種類の判定ステッカーで、見やすい位置に表示する

(2) 県内判定士数（平成25年3月1日現在）

279名



(青) (黄) (赤)